

群馬県立女子大学外国語教育研究所運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学外国語教育研究所規程第4条第2項の規定に基づき、群馬県立女子大学外国語教育研究所運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究所長
- (2) 研究所副所長
- (3) 文学部長
- (4) 国際コミュニケーション学部長
- (5) 主任研究員
- (6) 文学部選出の教員 1人
- (7) 国際コミュニケーション学部選出の教員 1人

(会議の招集)

第3条 委員会は、研究所長が召集し、その議長となる。

(委員の任期)

第4条 第2条第1項第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、研究所の運営に関する重要事項、研究所に係る規程の制定又は改廃に関する事項、組織及び運営その他必要と認める事項について審議する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、連携推進係で処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。